

「重大インシデントに関する機長報告の処理要領」の一部改正について

1. 背景

「重大インシデントに関する機長報告の処理要領（以下「要領」という。）」は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 76 条の 2 に基づき、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 166 条の 4 各号に掲げる事態（以下「重大インシデント」という。）について、機長から報告を受けた際の処理について規定するものである。

今般、その処理に際して、航空機の航行の安全及び地上の人又は物件の安全への影響等のリスクを考慮し、事故が発生するおそれがないことが確認された事態等を重大インシデントから除くこととするため、要領について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

以下の 2 点を重大インシデントに該当しないものとして要領に反映する。

(a) 閉鎖中の滑走路等からの離陸又はその中止（2.（1）関係）

津波警報又は大津波警報発表時の避難を目的とした離陸又はその中止であって、航空機の航行の安全に影響を及ぼさず、かつ、地上又は水上の人又は物件の安全に影響を及ぼさなかった事態については、重大インシデントに含まれないこととする。

(b) 物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態（2.（16）関係）

- ・物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下した事態であって、事故が発生するおそれがないことが確認された事態については、重大インシデントに含まれないこととする。
- ・物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が緊急の操作として投下された事態であって、事故が発生するおそれがないことが確認された事態については、重大インシデントに含まれないこととする。

※事故が発生するおそれがないことが確認された事態とは、航空機の航行の安全に影響を及ぼさず、かつ、地上又は水上の人又は物件の安全に影響を及ぼさなかった事態等とし、想定されるものは次のとおり。

- ・山、海水域、河川・湖沼、森林等の、地上又は水上の人又は物件が存在する可能性が低い場所の上空での飛行中において、つり下げ物件が意図せず落下し、又は緊急の操作として投下された事態であって、航空機の航行の安全及び地上又は水上の人又は物件の安全に影響がないことが確認された場合

3. 今後のスケジュール

適用：令和 8 年 9 月（予定）